

1. 件名：福島第一原子力発電所における運転上の制限の逸脱に係る面談

2. 日時：令和2年2月5日（水）16：35～17：50

3. 場所：原子力規制庁18階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷企画調査官、宇野課長補佐、知見主任安全審査官、高松係員

長官官房 総務課 事故対処室 齊藤室長補佐

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 電気・機械設備グループ  
担当2名

5. 要旨：

- 東京電力ホールディングス株式会社より、1～4号機の建屋滞留水の水位低下に伴い各建屋に設置された水位計が露出しているエリア（以下「露出エリア」という。）の一部において、昨年10月及び本年1月29日に水位が上昇し建屋近傍のサブドレンの水位を上回ったことから、運転上の制限(LCO)逸脱を宣言した事象に関連して、資料に基づき以下の説明があった。
  - 一部の露出エリアにおいて、一時的に水位の上昇が確認されたのは、滞留水によるものではなく、流入した雨水によるものと判断した。
  - 現在、建屋近傍のサブドレン水位が高い状態で露出エリアへ雨水の流入により水位上昇の有無を確認しており、3日間水位が確認されなかった場合には、全ての露出エリア（15箇所）を実施計画に規定された排水完了エリアと判断し、監視・管理していく。
  - 排水完了エリアは、適切な頻度で水位を監視し、雨水等の流入により水位の上昇が認められても、建屋滞留水の水位と連動しない場合は、排水完了エリアに貯留する残水として扱い、実施計画に規定された方法で設定した運用目標値以下の水位となるよう適宜排水を実施する。
  - 排水完了エリアに貯留する残水に対しては、LCOを設定しない。
- 原子力規制庁は上記の内容を確認した。

6. その他

資料：1～4号機各建屋における露出エリアの今後の扱いについて